

鳥取県告示第 300 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 第10次鳥獣保護事業計画の期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
- 2 第10次鳥獣保護事業計画の内容
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課、西部総合事務所生活環境局生活安全課及び日野総合事務所福祉保健局保健衛生課に備え置いて一般の縦覧に供する。）